# 環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

$\bigcirc$	概   以     2   1     2   1     3   1     4   1     4   1     5   1     6   1     7   1     8   1     9   1     1   1     1   1     1   1     1   1     1   1     1   1     1   1     1   1     1   1     2   1     2   1     3   1     4   1     5   1     6   1     7   1     8   1     9   1     1   1     1   1     1   1     2   1     2   1     2   1     3   1     4   1     5   1     6   1     7   1     8   1     8   1     9   1     9   1     1   1     1   1     1   1     1   1     2   1     2   1     3   1     4   1     5 </th <th>_</th>	_
$\bigcirc$	臨時水保病認定審查会令(平成十二年政令第三百二号)(抄)(附則第四条関係)	0,1
$\circ$	環境省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第百九十八号)(抄)(附則第五条関係)	7

# 環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	<b>型</b>
皿炎	<b>三次</b>
第一章 秘書官 (第一条)	第一章 秘書官 (第一条)
第二章 内部部同等	第二章 内部部局等
第一節 大臣官房及び局並びに <u>総合環境政策統括官の</u> 設置等	第一節 大臣官房及び局並びに <u>放射性物質汚染対処技術統括</u>
(第二条—第<条)	<u>官の</u> 設置等(第二条—第八条)
第二節 特別な職の設置等(第九条―第十一条)	第二節 特別な職の設置等 (第九条―第十一条)
第三節 課の設置等	第三節 課の設置等
第一款 大臣官房(第十二条—第二十二条)	第一款 大臣官房 (第十二条— <u>第十八条</u> )
第二款 地球環境局(第二十三条—第二十七条)	第二款 総合環境政策局(第十九条—第二十六条)
第三款 水・大気環境局(第二十八条—第三十三条)	第三款 地球環境局 (第二十七条—第三十条)
第四款 自然環境局 (第三十四条—第三十九条)	第四款 水・大気環境局(第三十一条—第三十六条)
第五款 環境再生・資源循環局 (第四十条—第四十四条)	第五款 自然環境局 (第三十七条—第四十二条)
(霊ゆ)	第六款 放射性物質汚染对処技術統括官(第四十三条)
第三章 審議会等 (第四十五条—第四十七条)	第三章 審議会等 (第四十四条—第四十六条)
第四章 施設等機関(第四十八条)	第四章 施設等機関 (第四十七条)
第五章 地方支分部局(第四十九条)	第五章 地方支分部局( <u>第四十八条</u> )
<u> </u>	<u>老</u>

\_

第二章 内部部局等

置等第一節 大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設

(大臣官房及び局並びに総合環境政策統括官の設置等)

<u>括官</u>一人を置く。 第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局並びに総合<u>環境政策統</u>

地球環境局

水·大気環境局

自然環境局

環境再生・資源循環局

2 大臣官房 に、 環境保健部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、汝に掲げる事務をつかさどる。

↑~十 (盤)

十一 広報に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除

√° ) °

第二章 九部部局等

<u>統括官の設置等第一節 大臣官房及び局並びに放射性物質汚染対処技術</u>

(大臣官房及び局並びに<u>放射性物質汚染対処技術統括官</u>の設置

翀)

対処技術統括官一人を置く。第二条 環境省に、大臣官房及び次の四局並びに<u>放射性物質汚染</u>

総合環境政策局

地球環境局

水・大気環境局

自然環境局

環境保健部を置く。2 大臣官房に廃棄物・リサイクル対策部を、総合環境政策局に

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、汝に掲げる事務をつかさどる。

↑~十 (盤)

(牽設)

<u>┼</u> | ~ <u>├</u> □ ( 盤 )

 $\sim$ 

(学で)

十六 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

集及び整理に関すること。
十七 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収

<u>
十</u>

二十五 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

二十六 ���調査研修所の業務に関すること。

<u> 11十九</u> (泰)

(三の)

(三の)

(型の)

く。)。 十五 広報に関すること(地球環境局の所掌に属するものを除

(整設)

(整設)

<u> 十七~川十川</u> (と)

(粧穀)

11十111 (盤)

二十四 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

収集及び整理に関すること。 「二十五」地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の

○再利用の促進に係るものに限る。)。
 るおそれのあるものの駆除を含む。以下同じ。)並びに資源 数、はえその他の動物であって人の健康又は生活環境を害す同じ。)の排出の抑制及び適正な処理(浄化槽によるし尿及 号及び第二十九号並びに第十六条第二号及び第三号において 汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいう。次 泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他のに推進に関すること (廃棄物 (ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚 | 「十六 | 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並び

(乳心)

に惟進に関すること(他局の所掌に属するものを徐く。)。| | 二十八 | 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並び

ること(他局の所掌に属するものを除く。)。 二十九 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関す

関の経費の見債りの方針の調整に関すること。備(以下「地球環境保全等」という。)に関する関係行政機三十 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整

。 次条第三号、第十六条第九号及び第二十四条第四号においの経費(大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く三十一 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関

- に資源の再利用の促進に係るものに限る。)。 ること(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並び二十七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関す
- 人条第一号において同じ。)。と(貿易管理に関するものを除く。第五条第十一号及び第十いて同じ。)の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関するこ害廃棄物等をいう。第五条第十一号及び第十八条第一号にお削に関する法律(平成四年法律第百八号)に規定する特定有三十八、特定有害廃棄物等(特定有害廃棄物等の輸出入等の規
- 除く。)。 帯する業務 (以下「中間貯蔵業務」という。) に係るものを条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及びこれらに附環境安全事業株式会社法 (平成十五年法律第四十四号) 第七ること (中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・ 同十九 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関す
- に類するもの(以下「規制等」という。)に関すること。もの(以下「基準等」という。)の策定及び規制その他これ管理に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類する三十 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び
- 基準等の策定及び規制等に関すること。三十一、環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する

関すること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)。て同じ。)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に

第の保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)。 計画をいう。同号において同じ。)の作成に関すること(環ないて同じ。)のうち全国計画(同法第四条に規定する全国九十二号)第四条に規定する計画をいう。第十七条第四号に三十二 国土利用計画(国土利用計画法(昭和四十九年法律第

三十四 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に三十三 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。

関する制度に関すること。

<u> 所掌に属するものを除く。)。</u> 三十五 石綿による健康被害の救済に関すること(他の府省の

田体実行計画をいう。第十七条第五号において同じ。) その日体実行計画をいう。第十七条第五号において同じ。) その十年法律第百十七号) 第二十一条第一項に規定する地方公共共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成「公下「基準等」という。) に関するとと(地方公(以下「基準等」という。) の策定及び規制その他これに類に関する基準、指針、方針、計画その他これらに類するものをいう。以下同じ。) の排出の抑制る気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放っまた。 環境の保全の観点からの温室効果ガス(大気を構成す

すること。 関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の施行に関三十二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に

(整設)

(整設)

(海設)

(海設)

9	

施策に関するものに限る。)。	
三十七 環境の保全の観点からの工場立地の規制に関する基準	(整設)
等の策定及び当該規制の実施に関すること。	
三十八 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸	(整設)
入、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに	
当該規制の実施に関すること。	
三十九 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学	(整設)
物質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外にお	
いて行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量	
の把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保	
全の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握	
された化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること	
<del>o -</del>	
四十一環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の	(犛穀)
策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。	
四十一 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)	(整設)
の種行に関すること。	
四十二、次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括	(整設)
に関すること。	
<u>イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し</u>	
、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二十二条に定	
めるところにより行う事務に関すること。	

[

- 利用の促進に関すること。

  □ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の
- <u>ること。</u> 小 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関す
- 関の保全に関する活動の促進に関すること。 十八条において「事業者等」という。)が自発的に行う環」 「事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(第
- すること。 | 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関
- 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること
- --四十三 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること
- 全事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。四十四 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安
- りの規制等に関すること(他局の所掌に属するものを除く。関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点が同日的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関与の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその四十五 第二十八号から前号までに掲げるもののほか、専ら環

(整設)

(整設)

 $\propto$ 

質汚染の防止のために行うものに限る。)をつかさどる。びに同項第四十五号に掲げる事務(発生機構が未解明な化学物三号、第三十五号、第三十八号及び第三十九号に掲げる事務並」という。)の防止のために行うものに限る。)、同項第三十となっていないもの(以下「発生機構が未解明な化学物質汚染物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学人号及び第二十九号に掲げる事務(人の健康を掴なうおそれ又三項第二号に掲げる事務に関するものに限る。)、前項第二十

号までに掲げる事務をつかさどる。 3 廃棄物・リサイクル対策部は、前項第二十六号から第三十二

(型の)

(総合環境政策局の所掌事務)

第四条 総合環境政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- く。)。 進に関すること(大臣官房及び他局の所掌に属するものを除 「環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- と(大臣官房及び他局の所掌に属するものを徐く。)。」」「環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- | の経費の見積りの方針の調整に関すること。 | (以下「地球環境保全等」という。) に関する関係行政機関 | 一 地球環境保全、公害の防止並びに自然環境の保護及び整備
- 四 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経

ること(地球環境局の所掌に属するものを除く。)。じ。)及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関す条第三号、第二十条第五号及び第二十八条第四号において同費(大学及び大学共同利用機関の所掌に係るものを除く。次

- ること(環境の保全に関する基本的な政策に係るものに限る画をいう。第二十一条第四号において同じ。)の作成に関すいて同じ。)のうち全国計画(同法第四条に規定する全国計二号)第四条に規定する計画をいう。第二十一条第四号にお国土利用計画(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十
- 大 公害に係る健康被害の補償及び予防に関すること。
- る制度に関すること。 と 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関す
- 計画をいう。第二十一条第五号において同じ。) その他の地第百十七号) 第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律する基準等の策定及び規制等に関すること (地方公共団体実る性質を有するものをいう。以下同じ。)の排出の抑制に関体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射すれ、環境の保全の観点からの温室効果ガス(大気を構成する気

- 方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に 関するものに限る。)。
- 策定及び当該規制の実施に関すること。
- 十一 環境の保全の観点からの化学物質の審査及び製造、輸入 、使用その他の取扱いの規制に関する基準等の策定並びに当
- 十二 事業活動に伴い事業所において環境に排出される化学物 質の量及び事業活動に係る廃棄物の処理を事業所の外におい て行うことに伴い当該事業所の外に移動する化学物質の量の 把握並びに化学物質の管理の改善の促進に関する環境の保全 の観点からの基準等の策定並びに当該観点からの当該把握さ れた化学物質の量の集計及びその結果の公表に関すること。
- 十三 環境の保全の観点からの環境影響評価に関する基準等の 策定及び環境影響評価に関する審査に関すること。
- 十四 大灰湾臨海地域開発整備法(平式四年法律第百十号)の
- <u> 随行に関すること。</u>
- 十五 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に 関すること。
  - <u> 有 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し</u> | 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二十二条に定 めるところにより行う事務に関すること。

- 利用の促進に関すること。 日 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の
- <u>ること。</u> 小 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関す
- する活動の促進に関すること。 下「事業者等」という。)が自発的に行う環境の保全に関」 事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以
- すること。 太 環境の保全に関する研究並びに技術の開発及び普及に関
- 環境の保全に関する地方公共団体との連絡に関すること
- <u>十六</u> 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 十七 環境調査研修所の業務に関すること。
- 十八 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
- 事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。
  十九 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全
- 届するものを除く。)。 こと (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に 観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の る事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部 二十 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とす

(地球環境局の所掌事務)

第四条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~|1| (盤)

大気環境局の所掌に属するものを除く。)。る基準等の策定及び規制等に関すること(大臣官房及び水・四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す

日~十 (器)

する事務及び事業に関すること(特定有害廃棄物等<u>(特定有</u>十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的と

質汚染の坊止のために行うものに限る。)をつかさどる。 並びに同項第二十号に掲げる事務 (発生機構が未解明な化学物及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するものに限る。)事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務、同項第十七号に掲げる事務 (環境省の所掌事務に関する。)、同項第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる解明な化学物質汚染」という。)の防止のために行うものに限構が一般的に明らかとなっていないもの (以下「発生機構が大きなそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼ、環境保健部は、前項第一号及び第二号に掲げる事務 (人の健

(地球環境局の所掌事務)

第五条 地球環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

| ~|1| (盤)

び水・大気環境局の所掌に属するものを除く。)。る基準等の策定及び規制等に関すること(総合環境政策局及四 環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す

円~十 (器)

する事務及び事業に関すること(特定有害廃棄物等の輸出、十一 前各号に掲げるもののほか、専ら地球環境保全を目的と

及び自然環境局の所掌に属するものを除く。)。化学物質汚染の防止のために行うもの並びに水・大気環境局び当該観点からの規制等に関すること(発生機構が未解明な及び事業に関する地球環境保全の観点からの基準等の策定及びにその目的及び機能の一部に地球環境保全が含まれる事務同じ。)並びに生物の多様性の確保に係るものを除く。)並可とのを除く。第七条第三号及び第四十三条第一号において第七条第三号及び第四十三条第一号において同り。)の輸出入等、第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。書廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第

(水・大気環境局の所掌事務)

第五条 水・大気環境局は、炊に掲げる事務をつかさどる。

- <u>草に属する</u>ものを徐く。)に限る。)。 に行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所に行うもの(発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のため 進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のため一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- 発生機構が未解明な化学物質汚染の坊止のために行うもの並と (人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの (三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

るものを除く。)。 行うもの並びに水・大気環境局及び自然環境局の所掌に属すすること (発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関に地球環境保全が含まれる事務及び事業に関する地球環境保の確保に係るものを除く。)並びにその目的及び機能の一部輸入、運搬及び処分の規制に関すること並びに生物の多様性

(水・大気環境局の所掌事務)

第六条 水・大気環境同は、次に掲げる事務をつかさどる。

- のを除く。)に限る。)。 びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもに行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のため環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- 大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構と (人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの (三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

<u>の</u>を除く。) に限る。)。 びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するも

三(帝)

(三の)

(売の)

## <u>√</u>~<u></u>≤ (器)

- く。)。関すること(<u>環境再生・資源循環局</u>の所掌に属するものを除の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に対する援助に対。 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備
- 生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)。処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(環境再刊 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の

# <u>+</u>1∼<u>+</u>目 (魯)

に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全のる事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部十五 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とす

に限る。)。 が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。)

## 三(略)

- | 百男の所掌に属するものを徐く。)。 た放射性物質による環境の汚染への対処に関すること(大臣運転等をいう。以下同じ。)に起因する事故により放出され十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の | 原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三
- すること。 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関

## <u>≺</u> ~ <u>+</u> (と)

- に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。備の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助十一 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設
- <u>官房</u>の所掌に属するものを除く。)。 の処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(<u>大臣</u>十二 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水

## <u>十川~十七</u> (器)

に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全のる事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部十七 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とす

除く。)に限る。)。 行うもの並びに環境再生・資源循環局の所掌に属するものをげる事務、発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために(第三条第一項第三十三号、第三十四号及び第三十八号に掲こと(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する

(自然環境局の所掌事務)

第六条 自然環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~円 (器)

整備に関すること。 第三十六条第五号及び第三十七条第二号において同じ。)の大 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。

カ~十川 (器)

(環境再生・資源循環局の所掌事務)

第七条 環境再生・資源循環局は、次に掲げる事務をつかさどる

定する原子炉の運転等をいう。第四十二条第四号及び第四十る法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規進に関すること(原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関す」 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推

を徐く。)に限る。)。 に発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの第四条第一項第六号、第七号及び第十一号に掲げる事務並び(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌に属するもの、こと(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する

(自然環境局の所掌事務)

第七条 自然環境同は、炊に掲げる事務をつかさどる。

一~円 (器)

備に関すること。 第三十九条第五号及び第四十条第二号において同じ。)の整大 景勝地及び休養地並びに公園(都市計画上の公園を除く。

カ~十川 (器)

(海設)

いて「資源の循環利用等」という。)に係るものに限る。)いて同じ。)(次号並びに第四十一条第二号及び第三号におのあるものの駆除を含む。第四号及び第四十二条第三号におその他の動物であって人の健康又は生活環境を害するおそれの処理を含む。以下同じ。)並びに清掃(ねずみ、蚊、はえ四十二条第四号及び第四十四条第六号を除き、以下同じ。)(五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第びに廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十八枚射性物質による環境の汚染への対処(以下「原子力災害た放射性物質による環境の汚染への対処(以下「原子力災害」四条第六号において同じ。)に起因する事故により放出され

- るものに張る。)。 と(原子力災害からの環境の再生及び資源の循環利用等に係」 「環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- すること。
  「其体定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関
- と。- 医棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃に関するこ
- 五 原子力災害からの環境の再生に関すること。

理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準

大 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管

等の策定及び規制等に関すること。

人 下水道の整備等に伴う一般発棄物処理業等の合理化に関す る特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)の施行に関する

NA1°

(総合環境政策統括官の職務)

第八条 総合環境政策統括官は、環境省の所掌事務に関する総合 的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要

な環境省の野掌事務の総括に関する事務をつかさどる。

第二節 特別な職の設置等

第十条 環境再生・資源循環局に、炊長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十一条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及

(整設)

(サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十条 大臣官房に、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び

第二節 特別な職の設置等

因する事故により故出された故射性物質による環境の汚染への 対処に係る技術に関する事務の総括に関する事務をつかさどる

(放射性物質汚染対処技術統括官の職務) 第八条 放射性物質汚染対処技術統括官は、原子炉の運転等に起

び審議官六人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をも <u>って充てられるものとする。)</u>を置く。 ひ・の (器) (売ん) 第三節 課の設置等 第一款 大臣官房 (大臣官房に置く<u>課等</u>) 第十二条 大臣官房に、環境保健部に置くもののほか、次の七課 を置く。 秘書課 総簽課 **化計** 総合政策課 - 関境経済課

(大臣官房に置く課) 第一款 大臣官房 第三節 課の設置等 20 参事官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する特定事項第十一条 大臣官房に、参事官三人を置く。 (参事官) は、3・3(略)

第十二条 大臣官房に、廃棄物・リサイクル対策部に置くものの

ほか、炊の三課を置く。

秘書課

総簽課

会計課

111 (盎)

(売る)

<u> 十</u>1・<u>十</u>11 (と)

(三ん)

( ( ( と )

<u> 中~</u>上 ( 盤 )

(型ん)

<u>策課の所掌に属するものを除く。)。</u>

五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること (総合政

一~□ (路)

第十四条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(総務課の所掌事務)

環境安全課

環境保健企画管理課

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

十八 (泰)

NAO

図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する

十五 環境省設置法第三条第一頃の任務に関連する特定の内閣 の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決 定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を

<u>十川・十</u>目 (器)

十二 ��頃省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

<u>七</u> 行政の考査に関すること。

(器)

五 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

→□ (容)

第十四条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(総務課の所掌事務)

産業廃棄物課

廃棄物対策課

企画課

2 廃棄物・リサイクル対策部に、次の三課を置く。

(総合政策課の所掌事務)

第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ○同学事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。□ 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること(環境省
- □ 環境省の行政の考査に関すること。
- 三 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- 属するものを除く。)。
  四 環境調査研修所の業務に関すること(環境保健部の所掌に

<u>五 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。</u>

(企画課の所掌事務)

第十六条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 関すること。 | 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する総合調整に
- | 情隔並びに貧順の再利用の促進に係るものに限る。)。 | 進に関すること(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに| | 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- 頭の再利用の促進に係るものに限る。)。 と(廃棄物の排出の抑制及び適正な処理並びに清掃並びに資」 、 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- | 「た関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中行関すること並びに独立行政法人環境再生保全機構及び中に関すること (廃棄物の再生に係るもの (廃棄物処理法の施条第一号を除き、以下同じ。)の排出の抑制及び適正な処理条第一項に規定する廃棄物をいう。次条第四号及び第二十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二回 | 廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和四十五
- 五 廃棄物の処理施設の整備に関する計画の立案に関すること

21

- び環境経済課の所掌に属するものを除く。)。 進に関すること(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及 、環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- <u>の所掌に属するものを除く。)。</u> と(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課力 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- る。)の経費の見債りの方針の調整に関すること。 人 地球環境保全等に関する関係行政機関(試験研究機関に限
- と (地球環境局の所掌に属するものを除く。)。 費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関するこ 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経
- に関する事務の総括に関すること。 十 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及
- ○総合的な政策の総括に関すること。 及び会計課の所掌に属するものを除く。) に関する基本的か 十一 大臣官房の所掌事務(環境保健部並びに秘書課、総務課
- 十三 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全十二 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。

事業株式会社の組織及び運営一般に関すること。

に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全のる事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部十四 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とす

- 大 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 等の策定及び規制等に関すること。 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準
- | | 所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 | 八 前各号に掲げるもののほか、廃棄物・リサイクル対策部の

観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する こと(他局並びに環境保建部がに環境計画課、環境経済課 及び環境影響評価課の所掌に属するものを除く。)。

十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣 の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において失 定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を 図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する 11AI°

(環境計画課の所掌事務)

第十七条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

をいう。)に関すること。

□ 環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関 する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して 溝じようとする陥策を明らかにした文書に関すること。

三 地球漂亮呆全等に関する関係行政後期(試験研究後期を徐 く。)の経費の見債りの方針の調整に関すること。

<u>国工利用計画のうち全国計画の作成に関すること(環境の</u>

(廃棄物対策課の所掌事務)

第十七条 廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 一般発棄物(発棄物処理法第二条第二頃に関定する一般発 棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること( 中間許蔵・環境安全事業株式会社の行う中間許蔵業務に係る もの並びに企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除

 $\sqrt{\circ}$ 

<u>」</u> 伊化博によるし尿及び雑排水の処理に関すること。

三情掃に関すること。

回 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物

## 保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)。

- に関する施策に関するものに限る。)。 計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制る基準等の策定及び規制等に関すること(地方公共団体実行国、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す
- 務の総括に関すること。 七 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事

(環境経済課の所掌事務)

- 第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - く。) に限る。)。 ための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除進に関すること(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減の「環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
  - 促進に除るもの(他局の所掌に属するものを徐く。)に限ると(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の一環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

<u>稼く。)。</u> 蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係るものを定する廃棄物を除く。)の適正な処理に関すること(中間貯質により汚染された廃棄物(廃棄物処理法第二条第一項に規

- 理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管
- る特別措置法の施行に関すること。|| 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関す
- 及び普及に関する事務の総括に関すること。

  七 廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に関する技術の開発

(産業廃棄物課の所掌事務)

- 第十八条 産業廃棄物課は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - すること。 - 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関
  - 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に係る棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること(□産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃

°) °

- る制度に関すること。 三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関す
- - 関すること。 、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に 「環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し

  - ること。 小 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関す
  - に関すること。 「「事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進
- 関すること。 三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条第一項第 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再
- 事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に大前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする

- く。)。
  もの並びに企画課及び廃棄物対策課の所掌に属するものを除
- 理に関すること。 る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処三 環発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係
- ける当該支障の除去に関すること。回 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合にお

- <u>の抑制及び適正な処理に係るものに限る。)に関すること。</u> 五 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務(廃棄物の排出
- 出の抑制及び適正な処理に係るものに限り、中間貯蔵業務を大 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う業務(廃棄物の排

掌に属するものを除く。)に限る。)。 境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所点からの基準等の策定に関すること(事業者等が自ら行う環環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観

(三の)

(三の)

(霊ゆ)

徐く。) に関すること。

第二款 総合環境政策局

(総合環境政策局に置く課)

第十九条 総合環境政策局に、環境保健部に置くもののほか、次

の四課を置く。

総務課

環境計画課

環境経済課

環境影響評価課

2 環境保健部に、次の二課及び参事官一人を置く。

環境保健企画管理課

環境安全課

(総務課の所掌事務)

第二十条 総務課は、炊に掲げる事務をつかさどる。

| 総合環境政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること

0

- 境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。)。進に関すること(大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境に関するまなに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- 環境経済課の所掌に属するものを除く。)。と(大臣官房、他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び三、環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- る。)の経費の見積りの方針の調整に関すること。回 地球環境保全等に関する関係行政機関(試験研究機関に限
- と(地球環境局の所掌に属するものを除く。)。 費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関するこ 出 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経
- に関する事務の総括に関すること。|| 「関する事務の総括に関すること。|| 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及
- 日立研究開発法人審議会の庶務に関すること。
- <u>札</u> 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関すること。
- 業株式会社の組織及び運営一般に関すること。 | 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事
- で他の所掌に属しないものに関すること。 十一 前各号に掲げるもののほか、総合環境政策局の所掌事務

(三の)

(三の)

(環境計画課の所掌事務)

第二十一条 環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- をいう。) に関すること。 - 環境基本計画(環境基本法第十五条第一項に規定する計画
- 講じようとする強策を明らかにした文書に関すること。する報告並びに政府が当該報告に係る環境の状況を考慮して「環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関
- く。) の経費の見積りの方針の調整に関すること。 三 地球環境保全等に関する関係行政機関(試験研究機関を除
- 保全に関する基本的な政策に係るものに限る。)。回 国土利用計画のうち全国計画の作成に関すること(環境の
- に関する施策に関するものに限る。)。 計画その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制る基準等の策定及び規制等に関すること(地方公共団体実行国、環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す
- 大 大阪湾臨海地域開発整備法の施行に関すること。
- 務の総括に関すること。 古 環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事

(環境経済課の所掌事務)

第二十二条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

| 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推

- するものを除く。) に限る。)。 ための取組の促進に係るもの(大臣官房及び他局の所掌に属連に関すること(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減の
- く。) に限る。)。 促進に係るもの (大臣官房及び他局の所掌に属するものを除し、事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の 「環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- る制度に関すること。 三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関す
- - 関すること。 、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に 「 環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し
  - 利用の促進に関すること。

    日 環境への負荷の低減に質する製品その他の物及び役務の
  - ること。 小 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関す
  - に関すること。 三 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進
- 生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)第十条第一項第一項 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再

第十九条 (略)

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十条 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさどる

(盤)

Ⅲ~

(三る)

関すること。
三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に

| A。) で限る。)。 | 経棄物・リサイクル対策部及び他局の所掌に属するものを除 | 境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの (大臣官房点からの基準等の策定に関すること (事業者等が自ら行う環境内保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に| 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする

(環境保健企画管理課の所掌事務)

第二十四条 環境保健企画管理課は、次に掲げる事務をつかさど

 $\mathcal{M}_{\circ}$ 

(と)

(整設)

<u>□</u>~<u>□</u> (泰)

に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理人 環境調査研修所の業務に関すること(環境省の所掌事務に

九 (略)

<u>継川十一条</u>・<u>継川十川</u>株 (器)

第二款 地球環境局

(地球環境局に置く開等)

(略) 第二十三条 地球環境局に、次の三課<u>及び参事官一人</u>を置く。

(総務課の所掌事務)

継川十 目 《 医 )

(地球温暖化対策課の所掌事務)

。 第二十五条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる

を除く。)。 大気環境局並びに国際連携課及び参事官の所掌に属するものる基準等の策定及び規制等に関すること(<u>大臣官房</u>及び水・環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す <u>のに限る。)。</u> 並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供に関するも

九 (略)

<u> 継川十月≪・継川十八≪</u> (器)

第三款 地球環境局

(地球環境局に置く課)

第二十七条 地球環境局に、次の三課を置く。

(盤)

(総務課の所掌事務)

**継**二十<条 ( と)

(地球温暖化対策課の所掌事務)

第二十九条 地球温暖化対策課は、次に掲げる事務をつかさどる

0

く。)。 び水・大気環境局並びに国際連携課の所掌に属するものを除る基準等の策定及び規制等に関すること(総合環境政策局及一環境の保全の観点からの温室効果ガスの排出の抑制に関す 事官の所掌に属するものを除く。)。及び当該観点からの規制等に関すること(国際連携課<u>及び参</u>び事業に関する地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定の目的及び機能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及。)の防止を目的とする事務及び事業に関すること並びにそいう。以下この号、次条第一号及び第二十七条において同じ策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化を二計号に掲げるもののほか、専ら地球温暖化、地球温暖化対

11 (盤)

(国際連携課の所掌事務)

第二十六条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

ものを除く。)。 議並びに海外との連絡に関すること<u>(参事官の所掌に属する)</u>地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会

11~ ( と)

(参事官の職務)

事務のうち重要事項に係るものをつかさどる。国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する第二十七条(参事官は、命を受けて、地球温暖化の防止に関する

を除く。)。 からの規制等に関すること (国際連携課の所掌に属するものる地球温暖化の防止の観点からの基準等の策定及び当該観点能の一部に地球温暖化の防止が含まれる事務及び事業に関す目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機所の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化を出まら掲げるもののほか、専ら地球温暖化(地球温暖化対

川 (智)

(国際連携課の所掌事務)

第三十条 国際連携課は、次に掲げる事務をつかさどる。

議並びに海外との連絡に関すること。
 地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会

(盤) 汁~(1

### 第三款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

#### <u>継川十< 株</u> ( と)

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(盤)

- <u>掌に属する</u>ものを除く。)に限る。)。 に行うもの並びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所に行うもの(発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のため 進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のため 三 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- ∂を除く。)に限る。)。びに地球環境局及び環境再生・資源循環局の所掌に属するも発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもの並と (人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの (三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

四~ (盤)

(三る)

### 第四款 水・大気環境局

(水・大気環境局に置く課)

(総務課の所掌事務)

第三十二条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(盤)

- のを除く。)に限る。)。 びに発生機構が未解明な化学物質汚染の防止のために行うもに行うもの(大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並進に関すること(人の健康の保護及び生活環境の保全のため」 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
- に限る。)。 が未解明な化学物質汚染の防止のために行うものを除く。) 大臣官房及び地球環境局の所掌に属するもの並びに発生機構と(人の健康の保護及び生活環境の保全のために行うもの(三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

(器) 外~因

に属するものを除く。)。 質による環境の汚染への対処に関すること(大臣官房の所掌内 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物 (乳心)

<u>十</u> (盤)

く。)。関すること(<u>環境再生・資源循環局</u>の所掌に属するものを除の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に関する援助に関する援助に関する援助は、環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備

<u>継川十ペ・継川十一ペ</u> ( )

(水環境課の所掌事務)

第三十二条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

↑~目 (盤)

生・資源循環局の所掌に属するものを除く。)。 処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(<u>環境再</u>五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の

**六~** (略)

水を除く。)に係るもの。のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下丸 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務

すること。| | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関

式 (器)

関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。の整備に関する基準等の策定並びに当該整備に関する援助に判する援助に刊 環境の保全の観点からの公害の防止のための施設及び設備

<u>十</u>1・<u>十</u>11 (盤)

(水環境課の所掌事務)

第三十五条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

」~目 (器)

<u>房</u>の所掌に属するものを徐く。)。 処理に関する基準等の策定及び規制等に関すること(<u>大臣官</u> 五 環境の保全の観点からの下水道その他の施設による排水の

**六~** (略)

水を除く。)に係るもの。のうち環境の構成要素としての水(水底の底質を含み、地下九 前各号に掲げるもののほか、第六条第十七号に掲げる事務

(土壌環境課の所掌事務)

第三十三条 土壌環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

」~□ (器)

もの。のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係る五 前各号に掲げるもののほか、<u>第五条第十五号</u>に掲げる事務

第四款 自然環境局

<u> 港川十月來 · 港川十月來</u> (零)

(自然環境計画課の所掌事務)

開報の収集、整理及び提供に関すること。関する基本的な政策の基礎となる事項の調査及び分析並びに定する基礎調査をいう。) その他自然環境の保護及び整備に調査(自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)に規一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎第三十六条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

ニ~九 (略)

<u>継川十九条</u>~<u>継川十七条</u> (器)

(土壌環境課の所掌事務)

第三十六条 土壌環境課は、炊に掲げる事務をつかさどる。

」 ◇ 目 (盤)

もの。のうち環境の構成要素としての地下水、土壌及び地盤に係る五 前各号に掲げるもののほか、<u>第六条第十七号</u>に掲げる事務

第五款 自然環境局

<u>継川十九条</u>・<u>継川十<条</u> (器)

(自然環境計画課の所掌事務)

定する基礎調査をいう。) に関すること。調査 (自然環境保全法 (昭和四十七年法律第八十五号) に規一 自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎第三十九条 自然環境計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

ニ~九 (略)

<u>継目十殊~とととして、</u> (格)

第五款 <u>聚境再生。資源循環局</u>

(環境再生・資源循環局に置く課等)

ものとする。) を置く。うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられる第四十条 環境再生・資源循環局に、次の三課及び参事官四人(

総簽課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

(総務課の所掌事務)

第四十一条総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ること。 - 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する総合調整に関す
- と (資源の循環利用等に係るものに限る。)。 三 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ
- 問貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中の再生に係るもの(廃棄物処理法の施行に関すること、独立図 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること(廃棄物

(整設)

(整設)

に関することを除く。)に限る。)。 一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)第七条第一項第

- 大 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。
- 等の策定及び規制等に関すること。 七 環境の保全の観点からの資源の再利用の促進に関する基準
- 事務で他の所掌に属しないものに関すること。人前各号に掲げるもののほか、環境再生・資源循環局の所掌

(廃棄物適正処理推進課の所掌事務)

- どる。 第四十二条 廃棄物適正処理推進課は、次に掲げる事務をつかさ
  - ※務課、廃棄物規制課及び参事官の所掌に属するものを除く棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃
  - □ 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に関すること。
  - 三情掃に関すること。
  - 質により汚染された廃棄物(ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥団 原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物

(整設)

<u>の所掌に属するものを除く。)。</u> 第六号において同じ。)の適正な処理に関すること(参事官物処理法第二条第一項に規定する廃棄物を除く。第四十四条物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいい、廃棄、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚

- 理に関する基準等の策定及び規制等に関すること。 五 環境の保全の観点からの下水道の終末処理場の維持及び管
- る特別措置法の施行に関すること。 大 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関す
- 境の再生に係る技術に関するものを除く。)。 普及に関する事務の総括に関すること(原子力災害からの環力 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する技術の開発及び

(廃棄物規制課の所掌事務)

第四十三条 廃棄物規制課は、汝に掲げる事務をつかさどる。

- すること。

  特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関
- のを除く。)。 総務課、廃棄物適正処理推進課及び参事官の所掌に属するも棄物をいう。)の排出の抑制及び適正な処理に関すること( 国業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃
- 三 廃棄物の処理に関する基準に関すること(総務課の所掌に

(整設)

属するものを除く。)。

- かつ適正な処理の推進に関するものを除く。)。 フェニル廃棄物をいう。次条第三号において同じ。)の確実十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成理に関すること (ポリ塩化ビフェニル廃棄物 (ポリ塩化ビフラ被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処団 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係
- 理に係ることに限る。) に関すること。
  て準用する場合を含む。) の規定による維持管理積立金の管第八条の五第三項(廃棄物処理法法第十五条の二の四におい」
  加立行政法人環境再生保全機構の行う業務(廃棄物処理法

(参事官の職務)

- ての企画及び立案に参画する。 又は環境再生・資源循環局の所掌事務に関する重要事項につい第四十四条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、
  - | | 活吸る。)。 | 進に関すること(原子力災害からの環境の再生に関すること| | 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推
  - と(原子力災害からの環境の再生に関することに限る。)。」「環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関するこ

(犛穀)

(三心)

に関することに限る。)。

第六款 放射性物質污染对処技術統括官

(金輪部)

- ト間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安 全事業株式会社法第七条第一項第一号から第三号までに掲げ る業務及びこれらに附帯する業務に関すること。
- の環境の再生に係る技術の総括に関すること。
- 七 環境再生・資源循環局の所掌事務に関する原子力災害から

関すること(総務課の折掌に属するものを徐く。)。

<u>西</u> 廃棄物の処理に伴い環境の保全上の支障が生じた場合にお

五 災害により生じた発棄物の適正な処理に関すること(当該

大 原子力災害からの環境の再生に関すること (廃棄物処理法

第二条第一項に規定する廃棄物の適正な処理に係るものを除 き、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性 物質により汚染された廃棄物の適正な処理に係るものに関し ては、当該棄棄物の適正な処分のための施設の整備及び管理

ける当該支障の除去に関すること。

**物規制課の所掌に属するものを徐く。)。** 

三 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に

名称	位置	<b>御輔区</b> 複
北海道地方環境事務所	(盤)	(釜)

っなりとする。

第五章 地方支分部局

第四十八条 (略)

(三の)

第三章 審議会等

第四章 施設等機関

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域) 第四十九条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次の

っなっとかる。 位置 医籍区域 北海道地方環境事務所 (器) (密)

第四十三条 本省に、参事官一人(関係のある他の職を占める者 をもって充てられるものとする。)を置く。

 多事官は、放射性物質汚染対処技術統括官のつかさどる職務 を助ける。

第四章 施設等機関

<u>継 日 十 九 徐</u> ( 泰 )

第五章 地方支分部局

(地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域)

第四十八条 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次の

東北地方環境事務所	自合市	青森県 岩手県、宮城県 秋
		田畔 <u> </u>
福島地方環境事務所	福島市	福島県
関東地方環境事務所	(器)	(쌀)
中部地方環境事務所	(盤)	(釜)
近畿地方環境事務所	(盤)	(釜)
中国四国地方環境事務所	(盤)	(쌀)
九州地方環境事務所	(盤)	(盤)

の (器)

宝 宝

(搖行財日)

口 (盤)

(大臣官房環境保健部参事官の設置期間の特例)

(地球環境局参事官の設置期間の特例)

れるものとする。 3 第二十三条の参事官は、平成三十四年三月三十一日まで置か

東北地方環境事務所	自台市	青森県 岩手県、宮城県 秋
		田県 山形県 福島県
(	(灌設)	(
関東地方環境事務所	(盤)	(釜)
中部地方環境事務所	(盤)	(釜)
近畿地方環境事務所	(盤)	(釜)
中国四国地方環境事務所	(盤)	(雀)
九州地方環境事務所	(盤)	(盤)

(器)

宝 宝

(桶行期日)

- (盤)

(放射性物質汚染対処技術統括官の設置期間の特例)

(大臣官房審議官に係る特例)

るものとする。のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられる。平成二十九年七月三十一日までの間、第十条第一項の審議官

(三の)

(環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例)

- | 日まで置かれるものとする。 | てられるものを除く。)| のうち一人は、| 平成三十一年三月三十|| 第四十条の参車百 (関係のある他の職を占める者をもって充
- かれるものとする。
  てられるものに限る。)は、平成三十四年三月三十一日まで置
  「関係のある他の職を占める者をもって充

(福島地方環境事務所の設置期間の特例)

(判る) 福島地方環境事務所は、当分の間、置かれるものとする。

(学る)

(売の)

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

- 十一日まで置かれるものとする。 - 第十一条第一項の参事官のうち一人は、平成二十九年七月三
- る。 うち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。 | 第十一条第一項の参事官(前項に規定するものを除く。)の

(楚黙)

| する。 | のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものと| | | 第十一条第一項の参事官(前二項に規定するものを除く。)

(総合環境政策局環境保健部参事官の設置期間の特例)

(参事官の設置期間の特例)

で置かれるものとする。 | 第四十三条第一項の参事官は、平成二十九年七月三十一日ま ○ 臨時水俣病認定審查会令(平成十二年政令第三百二号)(抄)(附則第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 紫	<b>职</b>
画管理課において処理する。  第六条 審査会の床務は、環境省大臣官房環境保健部環境保健企(床務)	保健企画管理課において処理する。第六条 審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境(庶務)

環境省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 環境省国立研究開発法人審議会令(平成二十七年政令第百九十八号)(抄)(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

为 II 条	<b></b> 贯
理する。第七条 審議会の庶務は、環境省大臣官房総合政策課において処(庶務)	処理する。 第七条 審議会の庶務は、環境省総合環境政策局総務課において (庶務)